

令和2年11月

総 会 議 事 録

萩市農業委員会

令和2年11月総会

萩市農業委員会総会議事録

11月17日(火) 午前9時30分 開会 場所 萩市役所大会議室

○提出議案

- 議案第69号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について
議案第70号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について
議案第71号 農用地利用集積計画の決定について
議案第72号 農地利用最適化推進委員の辞任に関する同意について
議案第73号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見書交付について
議案第74号 農地法第18条第6項の規定による通知について
議案第75号 現況確認書の交付について

○出席委員(16名)

| | |
|-----------|----------|
| 1番 品川民雄 | 2番 田村廣 |
| 3番 原田知美 | 欠番 |
| 5番 小野村壽美夫 | 6番 佐伯泰資 |
| 7番 烏田茂夫 | 8番 長富繁美 |
| 9番 原川久美子 | 10番 岡崎弘明 |
| 11番 松田由美子 | 12席 守永正範 |
| 13番 鈴川肇 | 14席 藤田芳昭 |
| 15番 中村博和 | 16番 矢次利典 |
| 欠席 吉村剛 | 欠席 尾木武夫 |
| 19番 片岡兼雄 | |

○議事録署名委員

6番 佐伯泰資 13番 鈴川肇

○議事

事務局長 只今から、令和2年11月萩市農業委員会総会を開催いたします。農業委員会委員18名中、16名の出席があり、萩市農業委員会議事規則第8条の規定により総会が成立したことを報告します。

本日の議長は、萩市農業委員会議事規則第5条の規定により会長

をお願いします。

会 長 開会のあいさつ

議 長 これより議事に入ります。
議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。議事録署名委員
ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 それでは、議事録署名委員は、6番 佐伯委員、13番 鈴川委員
をお願いいたします。

なお、会議書記は事務局職員にさせます。

議 長 議案第69号「農地法第3条第1項の規定による許可申請につい
て」を議題に供します。事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案69号第1項についてご説明いたします。議案は、2ページ
です。

(スクリーンに位置図を表示)

申請地は、●●●、地目は登記・現況とも畑、面積228㎡外1
1筆、現況地目はすべて畑で、合計面積は6,301㎡です。

譲受人は、●●●の●●●さんで、譲渡人は●●●の●●●さん
です。お二人は同居されていませんが親子で、権利の種類は所有権
移転で、親子間の贈与となります。

申請の理由ですが、譲渡人の●●●さんは、高齢化により農作業
が困難となってきたことから、息子へ農地を譲り渡すことにしたも
ので、譲受人の●●●さんもこれに応じ本申請に至ったものです。

●●●さんは年齢●●●歳で、公務員としてお勤めをされていま
すが、これまでも農繁期や土・日・祭日にはお父さんの農作業の手
伝いをされており、権利取得後もこれまでどおり農業従事され、●
●●さんご夫婦も年間120日程度、農業従事される予定です。

次に場所ですが、現地については、11月5日、●●●地区担当
の●●●委員さん、●●●推進委員さん、事務局で確認しました。

申請地は●●●さんの自宅から1.2km以内の範囲に点在して
おり、図面の着色した箇所となります。ここが●●●でございます。

これが●●●と●●●があります。線路沿いに1つありますが、この辺りに点在しているかたちとなります。

営農計画ですが、申請地ではこれまで、甘夏・八朔・酢ダイダイ等の柑橘や柿・栗・梅等の果樹を栽培しており、権利取得後も引き続き柑橘・果樹を栽培されます。柑橘は主に民間の柑橘集荷業者に出荷されています。

農機具の保有状況は、管理機1台、軽トラック1台、乗用車1台、草刈機1台を保有されています。

以上、農地法第3条第2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 説明が終わりました。●●●地区担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議長 はい、●●●委員をお願いします。

第6番 この件につきまして、先ほど事務局から説明しましたように11月5日の午後、現地確認を行っております。主に●●●の方でありまして、この●●●には全部で50町の畑があります。そして現在は3分の2以上が耕作放棄地・原野という状況であります。この辺りの農地につきましても、線路沿いにある部分は草が少し生えた程度でしたが、ほかはきちっと耕作されているのは2か所くらいであとは周囲と全く同じ状態の畑であります。地目は畑ですが原野になっておるといようなところですが、贈与でありますから問題はないと思います。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質問、意見なし)

議長 それでは採決いたします。第1項について、原案のとおり決定する事に賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、第1項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 次の第2項は、●●●委員さんご自身に関する案件になります。
●●●委員さんにつきましては、「議事規則第11条」の規定により、
議事に参与することができません。一度退席をお願いします。

議 長 第2項の説明をお願いします。

事務局 第2項についてご説明いたします。議案は、3ページです。

(スクリーンに位置図を表示)

申請地は、●●●、地目は登記・現況とも田、面積1,666㎡
です。

譲受人は、●●●の●●●さんで、耕作面積は33,951㎡、
権利の種類は所有権移転で売買です。譲渡人は、●●●の●●●さ
んです。

申請の理由ですが、譲渡人の●●●さんは農業後継者がいないこ
とから、農地を譲り渡すことを考えていたところ、譲受人の●●●
さんは隣接の田の所有者であり、水利の面からも申請地を譲り受け
ることで一体的に管理できることから、●●●さんの申出に応じ買
い受けることになり、本申請に至ったものです。

譲受人の●●●さんは、年齢●●●歳で、田が約3町1反、畑が
約3反のあわせて約3町4反の農業経営に従事されており、水稻では
種もみを栽培、柑橘と玉ネギ・ブロッコリー等野菜も栽培されてい
ます。年間農作業従事日数は、ご本人が300日、奥さんが250
日、息子さんが250日となっています。

次に場所ですが、現地については、11月5日、●●●農業委員
さん、●●●推進委員さん、事務局で確認しました。

申請地は、●●●から南東へ約1.4kmの地点にあり、着色し
た箇所となります。●●●さんの自宅から200mほどです。この
辺が●●●でございますが、●●●さんの自宅がここでございます。
●●●から上がってきたら、こうくるのですかね。裏側に田んぼが
ずっと基盤整備田がございます。こちらからまわって、この上下が
●●●さんの田んぼでここを買い取る予定でございます。

営農計画ですが、申請地はこれまで田として利用されており、取
得後も水稻作付を行う予定です。米、柑橘、野菜の出荷先ですが、
JAの他、山口市内の直売所にも出荷されています。

農機具の保有状況は、トラクター2台、運搬車2台、耕運機1台、
田植機1台、草刈機4台、軽トラック2台を保有されています。

以上、農地法第3条第2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 説明が終わりました。●●●地区担当の推進委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議長 はい、●●●推進委員をお願いします。

●●●推進委員 ただいま事務局から報告があった件でございますが、11月5日に現地確認をさせていただきました。●●●委員さんと、私と事務局で行ったのですが、さきほど報告があったとおり、●●●さんが所有されている所で、●●●さんが昨年まで●●●の一員で、水稻を作られていたのですが、今年の3月に農事組合法人を解散されたので、耕作しないということで、耕作放棄地になることから両隣を●●●さんが管理されておりましたので、購入して地区全体を管理するということになりました。水稻等されていますので問題はないと思いますので、ご審議のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

議長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質問、意見なし)

議長 それでは採決いたします。第2項について、原案のとおり決定する事に賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、第2項は原案のとおり決定いたしました。

議長 続きまして、第3項の説明をお願いします。

事務局 第3項についてご説明いたします。議案は、3ページです。

(スクリーンに位置図を表示)

申請地は、●●●、地目は登記・現況とも田、面積1,519㎡外1筆、合計面積2,744㎡です。

譲受人は、●●●の●●●さんで、耕作面積は7,691㎡、権利の種類は所有権移転で贈与です。譲渡人は、●●●の●●●さんです。

申請の理由ですが、譲渡人の●●●さんは●●●在住で、農地を相続されましたが農業経験がなく、農業後継者もないことから譲り渡すこととし、譲受人の●●●さんは、申請地の隣接農地の所有者であり、荒廃防止のため譲り受けることにしたもので、本申請に至りました。

譲受人の●●●さんは、年齢●●●歳で、田と畑あわせて約8反の農地を所有されていますが、田7反については、●●●さんが代表理事である●●●に貸し付けられています。申請地も●●●が借り受けていますが、これについては農地法関係事務処理基準に例外規定が定められており、農地所有適格法人が借り受けている農地を当該法人の構成員が取得する場合、法人が引き続き耕作すると認められるときに限り、構成員の所有権の取得を認めるもので、今回はこの規定に該当します。●●●さんは法人の農作業に従事されており、年間農作業従事日数は200日となっています。

次に場所ですが、現地については、11月9日、●●●委員さん、●●●委員さん、●●●推進委員さんと事務局で確認しました。

申請地は、●●●から、南へ約400mの地点にあり、着色した箇所となります。●●●さんの自宅がここにあります。場所としては、これが●●●です。こちらが●●●で●●●に向かって行くということで、小学校がここにあります。●●●の信号を過ぎて広場があるのですが、入口しか見えませんが、丁度この裏側の下の辺り、ずっと田んぼ、基盤整備田があります。そのすぐ近くです。

営農計画ですが、申請地はこれまで田として利用されており、取得後も水稲作付けを予定しています。

農機具の保有状況は、バックホー1台、草刈機2台、刈払機3台、動力散布機1台、動力噴霧器2台、軽トラック1台を所有されています。機械については、将来的に法人が解散となり、農地が返還された場合には、中古の農機具を購入し生産管理されるということです。

以上、農地法第3条第2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長

説明が終わりました。●●●地区担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議 長 はい、●●●委員お願いします。

第15番 ただいま事務局のほうから説明があったとおりであります。今月9日に事務局2名、●●●委員、●●●推進委員、私と5名で現地を確認いたしました。譲渡人の●●●さんは相続をしたものの、農業経験が全くなく、住所も以前は●●●に住んでおられましたが、現在は●●●に転出をされており、農業の後継者もないということです。今は●●●の法人が管理をしておりますけども、これが管理できなくなったら、地域が困る。そのような思いから、譲受人の●●●さんに話がいきまして、●●●さんは経営規模の拡大をしたい、また農地も●●●さんのお持ちの農地の隣地であります。住宅も近くにある、そういったことで出来るだけ荒廃のような土地は作りたくない、これは法人も高齢化が進んでいますので、将来的には自分で作りたいというようなことで、贈与を受けるということになります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。
事務局、これは贈与になっていますが、このお二人には親戚関係等はないのですか。

事務局 そこまでは確認しておりません。

議 長 普通は贈与の場合、親子関係であったり親戚関係だったりの場合が多いが、中には耕作できないということで、本人が無償で誰かに譲るという事例があるが、どちらですか。

事務局 親戚関係かどうかはわかりませんが、耕作できないので隣地の方に贈与されるかたちだと思います。

議 長 それと法人がやれなくなったらと、さっき懸念がございましたが、今ここの●●●の法人の状況っていうのはどんな状況ですか。さっき出来なくなったら中古のコンバインを買ってやりますと言われてましたが、本人ももちろん思いもあるのでしょうか、今、農地パトロールなんかでまわっているいろいろ聞いてみると、法人が何年続けられるかわからんというようなことをよく聞きます。それでここの法人の状況はどうでしょうかと。

事務局 特に問題があるとは聞いておりませんので、しばらくは安泰ではないかと思えます。●●●さんのお話の中で、子供さんがあまり農業に携わってないということでしたが、それは法人がやっているからで、以前はよく手伝っていたということで、将来的に法人がなくなっても子供さんがやりますよということをおっしゃられたかたちでございます。

議長 ということだそうです。その他ございませんね。
それでは採決いたします。第3項について、原案のとおり決定する事に賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、第3項は原案のとおり決定いたしました。

議長 第4項の説明をお願いします。

事務局 第4項についてご説明いたします。議案は、3ページです。

(スクリーンに位置図を表示)

申請地は、●●●、地目は登記・現況とも畑、面積3,031㎡外1筆、合計面積5,946㎡です。

譲受人は、●●●の●●●さんで、耕作面積は54,760㎡です。権利の種類は所有権移転で売買です。譲渡人は●●●です。

申請の理由ですが、やまぐち農林振興公社の農地売買等事業を活用し、●●●さんが規模拡大及び農地の集約化を行うものです。

譲受人の●●●さんは年齢●●●歳で、田を約2町3反、畑を約3町2反、合計で5町5反の農地を耕作されており、年間農作業従事日数は、本人が250日、奥さんが30日となっています。

次に場所ですが、現地については、9月24日、あっせん会議を行った際に確認しています。

申請地は、●●●から、南東へ約5.6kmの地点にあり、着色した箇所となります。●●●の中にございます。●●●の●●●の事務所、作業場がこの辺にございまして、すぐそばになります。基盤整備の畑でございます。この●●●で、この一体がオリーブ畑です。この辺が畑をシェアするようなかたちになっております。

営農計画ですが、取得後は露地作物を栽培される予定です。米及び野菜はJAや直売所に出荷されています。

農機具は、トラクター2台、軽トラック1台、防除機1台を保有されており、田植機とコンバインは共同利用です。

以上、農地法第3条第2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。ご審議のほどよろしくお願いします。

議 長 説明が終わりました。●●●地区担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議 長 はい、●●●委員をお願いします。

第14番 これは先月の総会で、個人から●●●の方に決まりまして、その後●●●から●●●さんに売却が今回決まったわけです。●●●さんは●●●を辞められて、現在家で農業をされています。後継者として息子さんも、経営は別ですが一緒に農業を頑張ってやっておられます。今この地域で一番中心にやっておられますので、ご審議のほどよろしくお願いします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 それでは採決いたします。第4項について、原案のとおり決定する事に賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第4項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 議案第70号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局は第1項の説明をお願いします。

事務局 議案第70号第1項についてご説明いたします。議案は、5ページです。

(スクリーンに位置図を表示)

11月4日、●●●委員さん、●●●推進委員さん、事務局とで現地確認を行いました。

申請地は、●●●から南東へ954mに位置する、宅地化が進行する第一種中高層住居専用地域内にある、第3種農地です。●●●、地目は登記地目が田、現況が畑、面積320㎡外1筆、合計で391㎡です。●●●、●●●、●●●、●●●、●●●の雑種地と一体利用します。転用者は●●●で、譲渡人は●●●の2の●●●さんです。場所がこちらに●●●の道路になっていまして、こちらの方に●●●があります。もう少しこちらに行くと●●●、●●●がありまして、道路を挟んでこちら側が申請地になっています。

(スクリーンに分間図を表示)

転用目的ですが、申請地に隣接するこちらのアパートの駐車場が不足しているため、●●●が申請地を買い上げ、駐車場34台分として利用するとのことです。なお、黄色い部分の一体利用地部分は現在、貸駐車場となっており、全18台分のうち、15台分が契約中とのことですが、●●●に所有権を移転した後、全ての契約を解除する予定とのことです。

隣接農地ですが、申請地は東側・北側は宅地、西側は宅地と道路、南側は道路に接しています。隣接する農地は全く問題ありません。

(スクリーンに配置図を表示)

次に用排水計画ですが、雨水は自然流下で地下浸透、汚水は発生しないため適当です。

最後に被害防除計画ですが、整地のみ行います。土砂等の流出の恐れはなく適当です。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

図面が出ておらず失礼いたしました。こちらが土地利用計画図で緑の部分が申請地になっておりまして、一体利用地と合わせて34台分の駐車場として利用されます。以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長

説明が終わりました。●●●地区担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議 長 はい、●●●委員お願いします。

第10番 この件につきまして、11月4日、●●●推進委員と、事務局と4名で現地を確認いたしました。内容につきましては事務局から説明があったとおりでございます、付け加えることもないのですが、現況は現在しきみが植えてありました。それも使い物にならないような枝ぶりのしきみばかりでした。まわりの状況から見て駐車場にふさわしいかと思われます。家をごちゃごちゃまわりに建っていますので、アパートもいずれ建て替えられると思われますので、多分そういう計画がいずれあるのではないかと、現在アパートの駐車場はアパートの反対側に空き地があるのですが、今のアパートの中と外の空き地で、ちょっと足りないのではないかと思われる状況のようです。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質問、意見なし)

議 長 それでは採決いたします。第1項について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第1項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 第2項の説明をお願いします。

事務局 第2項についてご説明いたします。議案は、5ページです。

(スクリーンに位置図を表示)

同じく11月4日、●●●委員さん、●●●推進委員さん、事務局とで現地確認を行いました。

申請地は、●●●から南へ500mに位置する、宅地化が進行する第一種中高層住居専用地域内にある、第3種農地です。

●●●、地目は登記・現況とも畑、面積339㎡です。隣接する宅地、●●●と一体利用します。転用者は●●●の●●●さんで、

譲渡人は●●●の●●●さん外2名です。場所はこちらの方に●●●●があります。道路を挟んで申請地がこちらになっております。

(スクリーンに分間図を表示)

転用目的ですが、宅地建物取引業の免許を持つ転用者が申請地を買い上げ、分譲宅地3区画と進入路を造成するもので適当です。こちらのように3区画分、宅地分譲がありまして、こちらが私道側になっております。

次に隣接農地の関係ですが、申請地は東側、西側、北側は宅地、南側は道路に接しています。北側のこちらの●●●の土地は地目が畑になっておりますが、転用許可済地で現況は宅地となっており、隣接する農地はなく適当です。

(スクリーンに配置図を表示)

用排水計画ですが、雨水は敷地内に溜枡を設置し、南側市道側溝へ流入させ、汚水は南側市道内の公共下水道に接続するため適当です。

被害防除計画ですが、表土を除去し、整地と造成を行います。土砂等の流出の恐れはなく適当です。

最後にすべての区画の敷地面積が500㎡以下であるため、面積は適当であるといえます。以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 説明が終わりました。●●●地区担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議 長 はい、●●●委員をお願いします。

第10番 この件につきましても11月4日、事務局と●●●推進委員と、4名で現地を確認いたしました。今説明があったとおりでございまして、周囲がみな宅地ということ、そして●●●の通りでございまして、目の前の黄色い部分のところは前がちゃんとした庭があってまだ使える良い家がありまして、その裏に柑橘がある状況でございまして、畑を利用するにしても家が邪魔になるだろうということで、一括売買となったようでございます。隣も家がありますが、ほとん

ど人がおらないそうです。私もちょっと昔行ったことがあります、その裏は畑みたいに作っておられますが、それももう荒れて、農地ではございませんので、以上ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 それではないようですので、採決いたします。第2項について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第2項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 議案第71号「農用地利用集積計画の決定について」を議題に供します。事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第71号を説明します。

集積計画の作成について、基盤強化法第18条第1項の規定により、同意市町村は、農林水産省令で定めるところにより、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画を定めなければならないとされています。集積計画について市からの諮問がありましたのでご審議いただきます。

それでは、お手元にお配りしている、別冊の、農地中間管理事業による利用権設定状況（令和2年12月1日現在）の資料をご覧ください。2部お配りしていますが、1枚紙のほうです。

この表は、12月1日に農地中間管理事業により設定される利用権の設定状況を示したもので、全地域の利用権設定面積は表のとおりとなっています。

以下、一番下の合計の欄を読みあげていきます。左から、令和2年12月1日新規及び再設定されるものの合計は、件数3件、筆数12筆、田の面積が13,676㎡、畑の面積が438㎡です。内容は●●●地域が●●●、●●●地域が●●●さんで、以上1法人および1個人が受け手となっております。

次に、今度はもう一部の厚い方ですが、利用権設定状況 令和2

年12月1日現在の資料をご覧ください。以下、一番下の合計の欄を読みあげていきます。左から、新規に設定されるものの合計は、全地域で件数8件、筆数12筆、田の面積が16,942㎡、畑の面積が1,791㎡です。期間満了となり、引き続き更新するものの合計が件数203件、筆数478筆、田の面積が525,041㎡、畑の面積が88,431㎡です。令和2年12月1日現在の、新規及び更新の利用権設定は、件数211件、筆数490筆、田の面積が541,983㎡、畑の面積が90,222㎡、合計で632,205㎡となります。

また、このたびの集積計画案では、解除条件付賃貸借契約による利用権設定があります。●●●地域ですが、最初の方、右端の備考欄に、解除条件付と書いてあるもの、●●●さんと、●●●の貸借が対象です。

解除条件付賃貸借契約ですが、こちらは、農地所有適格法人外の一般法人が解除条件付の貸借契約により農地を借り受けるというものです。この契約では、農地を適正に利用していない場合は、契約を解除する旨の条件が付されています。また、耕作者は毎年、農地の利用状況について市に報告する必要があります。

借り手の●●●さんは、賃貸借により農地を借り受け、イチゴを栽培される予定でございます。

以上、本集積計画において、利用権設定等を受ける者は、基盤強化法第18条第3項の受け手の要件を満たしていると考えます。よろしくご審議をお願いいたします。

議長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議長 ないようですので採決いたします。議案第71号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第71号は原案のとおり決定いたしました。

議長 議案第72号「農地利用最適化推進委員の辞任に関する同意について」を議題に供します。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第72号農地利用最適化推進委員の辞任に関する同意についてご説明いたします。議案は7ページ及び8ページです。

これにつきまして、三見地区の吉村健治推進委員さんから、一身上の都合により11月末をもって推進委員を辞任したいとのことで、辞任願が提出されています。

一身上の都合ということですが、理由をお尋ねしましたところ、農作業が忙しく、思うように推進委員の活動ができないためとのことでした。

推進委員の辞任に関しましては、議案8ページにありますように、農業委員会等に関する法律第23条の規定により、推進委員は、正当な事由があるときは、農業委員会の同意を得て推進委員を辞任することができるとなっています。

なお、三見地区には吉村農業委員がいらっしゃるため、今回欠員の補充は行わないこととしております。以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議長 発言がないようですので、採決いたします。議案第72号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、吉村健治推進委員の辞任について同意することを決定いたしました。

(報告事案-1)

議長 議案第73号「農業振興地域整備計画の変更に係る意見書交付について」を議題に供します。第1項の説明をお願いします。

事務局 議案第73号第1項の説明をいたします。議案は10ページです。

申請地は、●●●、地目は登記・現況ともに田、面積1,531㎡のうち4㎡、申請人は、●●●の●●●さんです。

認定電気通信事業者が携帯電話無線基地局を設置するために必要な土地であり、農地法施行規則第53条第14号に該当し、農地転用の許可を要しません。

また、申請地は、一団の農地の縁辺部に位置しているため、農用地区域から除外しても農業振興上の支障は少ない旨の意見書を交付しています。以上です。

議長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議長 特に発言がないようですので、以上で議案73号の報告は終わります。

(報告事案-2)

議長 議案第74号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題に供します。事務局は説明をお願いします。

事務局 議案第74号を説明します。議案は12ページです。
第1項、●●●、●●●、地目、登記・現況とも田、面積1,666㎡、賃借人は●●●の●●●さん、賃貸人は●●●さんです。先ほど、議案第69号で承認いただきました農地法第3条の所有権移転に係る合意解約です。以上で報告を終わります。

議長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議長 特に発言がないようですので、以上で議案74号の報告は終わります。

(報告事案-3)

議長 議案第75号「現況確認書の交付について」を議題に供します。事務局は第1項から2項まで一括して説明をお願いします。

事務局 議案第75号第1項を説明します。議案は14ページです。

(スクリーンに位置図を表示)

11月6日、●●●委員さん●●●推進委員さん、事務局とで現地確認を行いました。申請地は、●●●から東へ2.4km。●●●、登記地目は畑、面積12㎡です。所有者は、●●●の●●●さんです。場所ですがこちらの方が●●●の一番外側の門、●●●がございまして、その隣に駐車場がありまして申請地がこの部分になります。

申し立てによると、申請地は昭和56年に1657番2から分筆された造成地の一部であり、隣接地には平成5年に2階建ての住宅が建築されており、耕作された様子もなく現在に至っているとのこと。

本調査によると、申請地の周囲は宅地化され、農作物を育てることができない環境ではなく、農地としての現況をとどめていないため非農地に認定したものです。

続きまして、議案第75号第2項についてご説明します。議案は14ページです。

11月6日、●●●委員さん、●●●推進委員さん、事務局とで現地確認をいたしました。申請地は、●●●から北東へ790m、●●●、登記地目は田、面積1,600㎡外1筆です。所有者は●●●の●●●さんです。申請地がこちらになるのですが、この道路が●●●から●●●の方に向う道路になっておりまして、もう少しこちらに行くと●●●がこちらにありまして、ここに三差路があつて、●●●の方に向う途中にあるかたちになっております。

申し立てによると、●●●は昭和50年頃に耕作を放棄し、建設業を営んでいた●●●さんより、資材置き場として利用したいとの申し入れがあり、これを承諾し現在に至るとのことです。

本調査によると、申請地は資材置場とその進入路として利用されており、農地としての現況をとどめていないため、非農地に認定したものです。以上で報告を終わります。

議長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議長 特に発言がないようですので、以上で議案75号の報告は終わります。

議長 以上をもちまして、本日の議案の審議並びに報告事項は全て終了いたしました。これで、萩市農業委員会総会を閉会いたします。

午前10時20分 閉会

萩市農業委員会議事規則第14条第1項の規定により署名する。

令和2年11月17日

萩市農業委員会会長 片岡 兼雄

委員 佐伯 泰道

委員 鈴川 肇